

平成二十二年三月四日提出
質問第一一・二二号

内閣官房専門調査員として在籍する民主党事務局職員に関する質問主意書

提出者 赤澤 亮 正

内閣官房専門調査員として在籍する民主党事務局職員に関する質問主意書

政府は、平成二十二年二月五日に閣議決定した衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の政治主導に関わる経費に関する質問に対する答弁書において、「平成二十二年二月五日時点で、内閣官房専門調査員として、民主党事務局職員二十五人を採用している」としている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の性格について

内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員は、国家公務員法第三章第七節、法第九十六条から第百六条に規定するサービスの規定により、職務専念義務、守秘義務、政治的中立性等を求められる一般職公務員であるのか。

二 民主党事務局職員を内閣官房専門調査員として在籍させることの意義に対する認識について伺いたい。

三 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の在籍者について

1 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の氏名、生年月日、年齢、勤務形態（常勤、非常勤の区別。以下同じ）及び職歴を明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員は在籍するのか。

在籍するのであれば、同様に氏名、生年月日、年齢、勤務形態及び職歴を各省庁別に全て明示された
い。

2 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の内閣官房での役職、所掌事務の範囲（担当部
局の明示を含む。）、部下の有無及びその人数を、内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職
員ごとに全て明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別
に全て明示されたい。

四 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の待遇について

1 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員に対し国から給与の支給はあるのか。ないので
あれば、民主党事務局職員との兼職が認められているのか。もし認められている場合には、民主党から
給与等の金銭が支払われているのか。

2 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員に対し国から各種手当（何かしらの金銭の給付
を含む。以下同じ）の支給はあるのか。あるのであれば支給される各種手当の細目を全て明示したうえ
で、支給した各種手当の細目、合計金額を内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員ごとに

全て明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

3 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の勤務状況（常勤、非常勤を問わず一日あたりの勤務時間、一月あたりの勤務時間及び勤務日数、現在までの合計勤務時間及び合計勤務日数、配属部局及び実際に勤務している部局）について、内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員ごとに全て明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

4 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員には、公用車が支給されているのか。公用車が支給されているなら、その車種、台数を全て明示したうえで、運転手の人件費についても併せて明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

5 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員が出張をすると国から旅費、手当等は支払われるのか。支払われているなら、その出張先、出張目的、旅費、手当を全て明示されたい。また、公費出

張中に政治団体（民主党、社民党、国民新党の各県連、各支部、各地方組織、各関係組織及び労働組合を含む。以下同じ）又はこれらが開催する会合等に立ち寄った事実はあるか。あるのであれば、その当該職員ごとに氏名、日付、出張目的、出張先及び立ち寄った政治団体又はこれらが開催する会合等を全て明示したうえで、移動手段（航空機、新幹線、公用車の使用の有無及び航空機、新幹線については座席クラスの明示を含む）についても併せて明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に全て明示されたい。

五 国家公務員の政治的中立性について

1 平成二十一年九月十六日以前に政党事務局職員が、政党に籍を残したまま内閣官房に在籍したことはあるか。ないのであれば、民主党事務局職員を内閣官房専門調査員として在籍させる理由及び人選の基準を明示されたい。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に示されたい。

2 民主党事務局職員を内閣官房専門調査員として在籍させる際に身上調査を実施したのか。実施したのであれば、その調査方法を明示されたい。各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各

省庁別に示されたい。また、内閣官房を含め各省庁に在籍している民主党事務局職員に罰金以上の刑を受けたことのある者はいるか（氏名不要）。

3 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員の使用する電話、FAX、電子メールの管理はどのようななされているのか。特定の政党に情報が流出しないような特段の注意はされているのか。また、その使用料金の支払いはどのようななされているのか。また、各省庁に民主党事務局職員が在籍するのであれば、同様に各省庁別に伺いたい。

4 内閣官房専門調査員として勤務する民主党事務局職員が、特定の団体（政党、政治団体及び労働組合を含む）に偏した職務を行うことができない担保はあるのか。もしあるのであれば、それは違反した際にペナルティのあるものなのか。

右質問する。